

別紙（別記2の第4関係）

スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合の補助対象基準

第1 共通

- 1 事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。
- 2 本体価格が50万円以上（税別）であること。
- 3 新品であること。ただし、地方農政局長等又は都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 4 事業実施主体が既に所有（リースを含む。）している農業機械等の代替として、同種・同能力等のものを再度導入（いわゆる更新）するものではないこと。
- 5 事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- 6 本事業で導入するスマート農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
- 7 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 8 本事業では、農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。
 - ※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
 - ※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。
- 9 スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第27に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- 10 スマート農業機械等の導入又はリース導入については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）」に定めるところにより取り扱うものとし、安全性検査の対象となっている農用トラクター

(乗用型・歩行型)、田植機又はコンバイン(自脱型)のうち令和7年度以降新たに販売される型式のものを導入し、又はリース導入する場合は安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

- 11 本事業により導入した機械等には、本事業名を表示するものとする。

第2 スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

第3 スマート農業機械等をリース導入する場合

- (1) 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者(共同申請者)へ支払うこととする。
- (2) スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画書の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
- (3) リースによる導入に対する補助金額(以下「リース料補助金額」という。)については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料補助金額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times \text{補助率(1/2以内)}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料補助金額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料補助金額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜き)」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率(1/2以内)}$$

$$\text{「リース料補助金額」} = (\text{「リース物件購入価格(税抜き)」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率(1/2以内)}$$

- (4) スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。